

環境委員会資料

1 平成30年第2回定例会提出予定議案の説明

(5) 議案第96号 東扇島堀込部地盤改良その1工事請
負契約の締結について

(6) 議案第97号 東扇島堀込部地盤改良その2工事請
負契約の締結について

資料 東扇島堀込部地盤改良その1工事・東扇島堀込部地盤改良その
2工事（東扇島堀込部土地造成事業）

港 湾 局

(平成30年5月30日)

東扇島堀込部地盤改良その1工事・東扇島堀込部地盤改良その2工事（東扇島堀込部土地造成事業）

資料

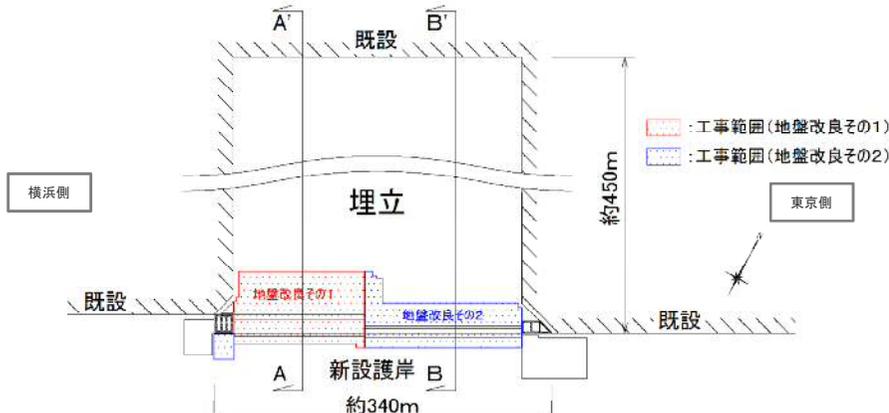
【工事契約の内容】

工事名	東扇島堀込部地盤改良その1工事	東扇島堀込部地盤改良その2工事
契約の相手方	東洋・あおみ・不動テトラ共同企業体	東亜・みらい・本間共同企業体
契約金額	1,792,800,000円	1,939,010,400円
完成期限	平成31年9月30日	平成31年6月28日

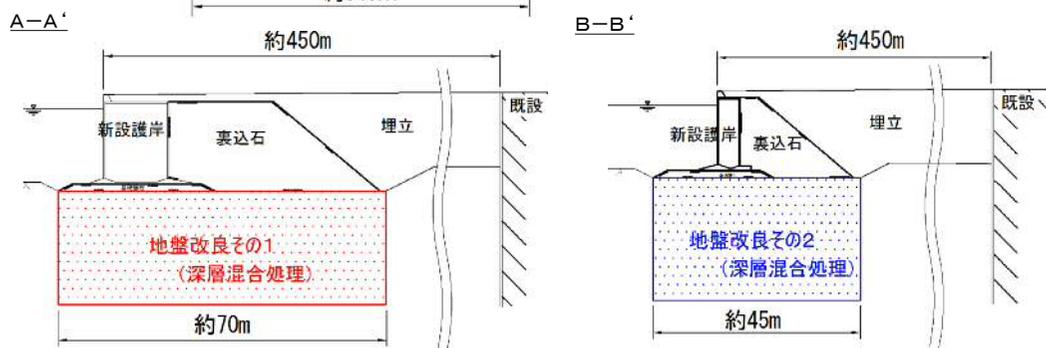
【工事の目的】

東扇島堀込部土地造成事業において、建設発生土による埋立に必要な護岸を整備するために軟弱な基礎地盤を改良するものです。

（平面図）



（断面図）



【事業スケジュール】

項目	年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34~36 (2022~24)	H37~39 (2025~27)	H40 (2028)
土地造成事業	第1期実施計画	第2期実施計画		第3期実施計画			次期計画		
公有水面埋立免許	出願	取得						竣功	
埋立事業			護岸築造工事						
			埋立管理						
					発生土の搬入				
基盤整備事業							基盤整備等		完了
									土地利用の推進

※コンテナなど需要動向の把握に努めながら、埋立事業の進捗や実行計画等の策定に合わせて、土地利用計画を策定した上で、基盤整備等を実施する。

（位置図）



【事業の目的】

川崎港において増加するコンテナ貨物や主要貨物である完成自動車に対応するための用地、倉庫建て替えの代替用地を確保するため、東扇島堀込部において建設発生土を埋立用材として受入れて、海面埋立による土地造成を行うものです。

【事業の内容】

事業主体：川崎市
 埋立区域：川崎市東扇島地先の公有水面
 埋立面積：約13.2ha
 埋立用材：建設発生土
 埋立土量：約140万m³
 ※中央新幹線梶ヶ谷非常口から搬出する建設発生土を埋立用材として受入れ、受入れに必要な護岸築造工事及び埋立管理等の費用は、東海旅客鉄道株式会社の負担とする。

【報告経緯】

平成29年 6月 環境委員会（東扇島堀込部土地造成事業に係る建設発生土の受入要請等について）
 平成29年 8月 環境委員会（東扇島堀込部土地造成事業の実施に向けた考え方について）
 平成29年12月 公有水面埋立の出願に関する議決
 平成30年 3月 平成30年度予算案可決
 平成30年 3月 環境委員会（基本協定締結について）【机上配布】
 平成30年 4月 環境委員会（基本協定締結について）